平成16年度法務省事前評価実施結果報告書

平成１６年８月
法　　務　　省

平成16年度法務省事前評価実施結果報告書
（目次）

＜施設整備関係＞

周南法務総合庁舎整備等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○周南法務総合庁舎整備等事業事業評価資料

高知法務総合庁舎新営工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
○高知法務総合庁舎新営工事事業評価資料

大分第２法務総合庁舎新営工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
○大分第２法務総合庁舎新営工事事業評価資料

宮城刑務所新営工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
○宮城刑務所新営工事事業評価資料

美祢社会復帰促進センター整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
○美祢社会復帰促進センター整備事業事業評価資料

福岡刑務所新営工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
○福岡刑務所新営工事事業評価資料

＜法務に関する研究＞

行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究・・・・・・・・・・・・7

保護司の活動実態と意識に関する総合的研究・・・・・・・・・・・・・・9

薬物乱用者の処遇に関する総合的研究・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

ハイテク犯罪に関する基礎的研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

裁判員制度下の検察官研修実施に関する基礎的研究・・・・・・・・・・１５

施　設　整　備　関　係

平成１６年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成１６年８月
事業等の内容	**1. 事業等の名称**　周南法務総合庁舎整備等事業 **2. 目的・目標** 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。 **3. 具体的内容** （１）事業場所　山口県周南市岐山通り１丁目５番 （２）延床面積　４，６００㎡ （３）入居庁　山口地方検察庁周南支部・区検察庁 山口刑務所周南拘置支所		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。		
評価の内容	［事業の評価項目］ １．事業の緊急性に関する評点が１００点以上であること 事業の緊急性　：　検察庁　１０５点　拘置支所　１０９点 ・既存庁舎は老朽，狭あい，高収容率で施設の運営に支障を来している ２．計画の妥当性に関する評点が１００点以上であること 計画の妥当性　：　検察庁　１３３点　拘置支所　１００点 ・現予定地での新営整備は必要な駐車場も確保でき好立地条件 ３．事業の効果（費用対効果（Ｂ／Ｃ））が１以上であること，または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること 事業の効果　：　２．２ 以上１～３より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。		
備考			

周南法務総合庁舎整備等事業
事業評価資料

1　計画地周辺状況

凡例　主要施設				関係機関との関係		
	行政施設		医療施設			
	文化施設		商業施設			
	ｽﾎﾟｰﾂ施設		交通施設			
	学校施設		公園等			
	福祉施設		現状施設			

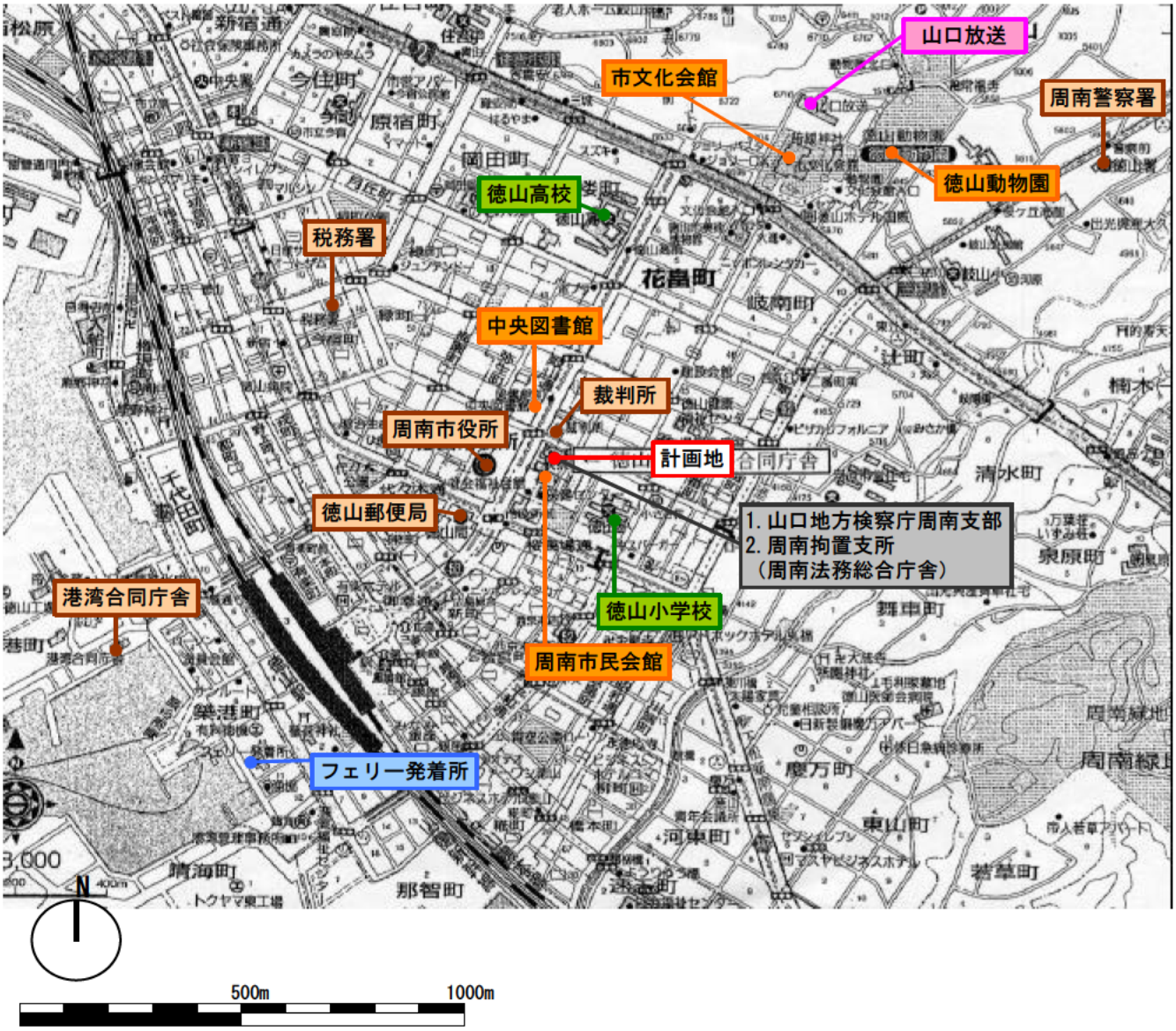

官署No.	官署名称	アプローチ	
		［電車］	［バス］
1	山口地方検察庁周南支部・区検察庁	JR徳山駅から徒歩９分	周南市役所前から徒歩１分
2	周南拘置支所	同上	同上
3			
4			
5			
6			

2　整備方針

入居官署	周南法務総合庁舎（山口地方検察庁周南支部・区検察庁）	
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁舎対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース・情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保
		○ バリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実
		○ 駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部からふかんされない降車場の設置
	被害者への配慮	○ 被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない動線計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	○調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加
		○ 付随機能等の充実 ・各待合室・控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充
		○ 窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
		○ 保管機能の充実 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
	防犯性の向上	○ 被疑者専用動線・待合室等の充実・確保 ・被疑者専用動線の確保 ・被疑者専用待合室の確保

入居官署	周南法務総合庁舎（周南拘置支所）	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	○景観への配慮 ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・身障者・高齢者に配慮した計画
		○安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の充実	○面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会待合室・面会室等の充実
	円滑な業務の遂行	○調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	被収容者の処遇・ 生活環境の改善	○居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実
環境負荷の 小さな施設づくり	環境にやさしい 施設づくり （環境負荷低減型 施設）	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置・形態・材料・設備システムの検討
		○ ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制･自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○ 環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティ の向上	フレキシビリティ の向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保）（増築・改修の自由度の向上）

計画理由	内容　評点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90.0
	非木造	現存率50%以下又は経年，被災等により構造耐力が著しく低下し，非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左					
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ，新営の主な理由として取り上げる。	5.0
借用変換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			２か所以上に分散、相互距離が１km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上ものも	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満ものも		
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
								加算点		10
主要素　従要素								合計		105

3．事業の緊急性（検察庁）

分類	項目　係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない		1.0
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎，法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備が必要	
	合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
該当する項目					評点（各係数の積×100倍）			133

施設名	周南法務総合庁舎

○建替施設の場合

計画理由	内容　評価	100	90	80	70	60	50	40	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	9
	非木造		現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左				
狭あい	施設面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	100
収容能力	過剰収容	収容定員より３割以上多く収容している	収容定員より２割以上多く収容している	収容定員より１割以上多く収容している	収容定員内であるが男子又は女子の定員を超えて収容することがある				
施設の不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上，当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上，当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上，当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要				
法令等	現行法規（都市計画法，建築基準法）との適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上，建替えないと適合しない	建築基準法上，施設全般にわたり，施設の大規模な改善が必要		建築基準法上，施設の一部で改善が必要				
								合計	109

○新営施設の場合

計画理由	内容　評価	100	90	80	70	60	50	40	評点
法令等	法令等に基づく整備	法令，閣議決定に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくて良いもの			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合，業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合，業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合，業務の遂行に支障をきたすもの		整備を行わない場合，業務の遂行上好ましくないもの	
								合計	

主要素　従要素

施設名	周南法務総合庁舎								
目的	方針		1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
地域との調和	周辺環境との調和	○景観への配慮 ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・肢体不自由者（車椅子等）を配慮した計画	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている（景観計画書がある）	周辺環境に調和する景観計画が行われているが、不十分である		周辺環境との調和があまり考えられていない計画である		1.0
		○安全性の確保 ・俯瞰の防止 ・保安管理体制 ・外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，３点とも充たす計画である	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，２点を充たす計画である	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，1点を充たす計画である		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，1点も充たさない計画である	1.0
業務の効率化（処遇改善）	来訪者対応機能の充実	○面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	円滑な業務の遂行	○面接調査室・調室等の機能改善 ・面接調査室・調室等の充実	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	被収容者の処遇･生活環境の改善	○居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	職員の執務環境の向上	○機能改善	職員数に応じた，十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置 ・形態・材料・設備ｼｽﾃﾑの検討	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土をある程度考慮した設計が行われている	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土を考慮した設計が全く行われていない				1.0
		○ﾗｲﾌｻｲｸﾙｺｽﾄの低減･省エネ･省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，３つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，2つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，どれかについて配慮されている		自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない		1.0
		○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない				1.0
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティーの向上 ・構造体の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している，または，将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来への機能改善等への対応が困難な計画				1.0
該当する項目						評点（各係数の積×100倍）			100

7　費用対効果(検察庁支部)

	項目		現在価値（50年間）
総費用（C）	初期費用	建設費等	
	維持修繕費	維持修繕費等	
	総費用		１１億円

建物の新営による効果（B）	利用者の利便	行政サービスの向上等	
	地域への寄与	地域住民の満足度向上	
	安全の確保	防災安全性の向上等	
	環境への配慮	地球温暖化対策等	
	建物の新営による効果（B） (官庁営繕事業評価の効果項目から)		２０億円

官庁営繕事業評価の費用対効果（B／C）	1.8

項目			単純合計値（50年間）	現在価値
検察庁としての加算効果（B１）	来庁者対応機能の充実	バリアフリー化等		
	被害者への配慮	カウンセリング室の設置等		
	業務効率・適切な業務の遂行	調室，保管機能の充実等		
	防犯性の向上	被疑者専用動線,待合室等の充実，確保		
	位置の改善	立地場所の改善		
	検察庁としての加算効果(B2)			７億円

法務局としての加算効果（B２）	来庁者対応機能の充実	ア．待合機能(情報提供ｽﾍﾟｰｽ)の充実		
		イ．相談機能の充実		
		ウ．バリアフリー化（高齢者・障害者への対応）		
		計		
	業務処理機能の充実	ア．登記窓口・事務室の充実		
		イ．閲覧機能の充実		
		ウ．書庫の充実		
		計		
	法務局としての加算効果(B1)			―

項目	現在価値
建物の新営による効果（B0）	２０億円
検察庁としての効果（B1）	７億円
法務局としての効果（B2）	―
総効果（B0＋B1＋B2）	２７億円

総費用（C）	１１億円

費用対効果（B／C）	2.4

８．費用対効果（拘置支所）

効果（B）	
	総効果（現在価値）
○ 安全性の向上 ・耐震安全性，防火・防災安全性，保安安全性の向上 ○ 業務効率・処遇改善 ・円滑な業務の遂行 ・執務環境の向上による処遇改善 ○ 建物価値の向上 ・建物の長寿命化 ・ライフサイクルコストの削減 ○ 過剰収容 ・収容室の確保 ○ 環境への配慮 ・ LCCO2の削減 ○ 地域への寄与 ・地域経済効果	３２億円

費用（C）	
	総費用（現在価値）
○ 初期費用 ・建設費等 ○ 維持修繕費 ・維持修繕費等	１５億円

費用対効果（B／C）	2.1

平成１６年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成１６年８月
事業等の内容	**1. 事業等の名称**　高知法務総合庁舎新営工事 **2. 目的・目標** 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。 **3. 具体的内容** （１）事業場所　高知県高知市丸の内１丁目４番１号 （２）延床面積　８，２００㎡ （３）入居庁　高知地方検察庁・区検察庁 高知保護観察所 高松入国管理局高知港出張所		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。 なお，事業費要求段階（平成１７年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合的に評価することとしている。		
評価の内容	［事業の評価項目］ １．事業の緊急性に関する評点が１００点以上であること 事業の緊急性　：　１１６．８点 ・既存庁舎は老朽，狭あいであり，かつ，他官署の統合受入れ計画あり ２．計画の妥当性に関する評点が１００点以上であること 計画の妥当性　：　１３３点 ・現予定地での新営整備は統合により必要な駐車場も確保でき好立地条件 以上１，２より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。		
備考			

高知法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1　計画地周辺状況

凡例　主要施設			
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	ｽﾎﾟｰﾂ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設

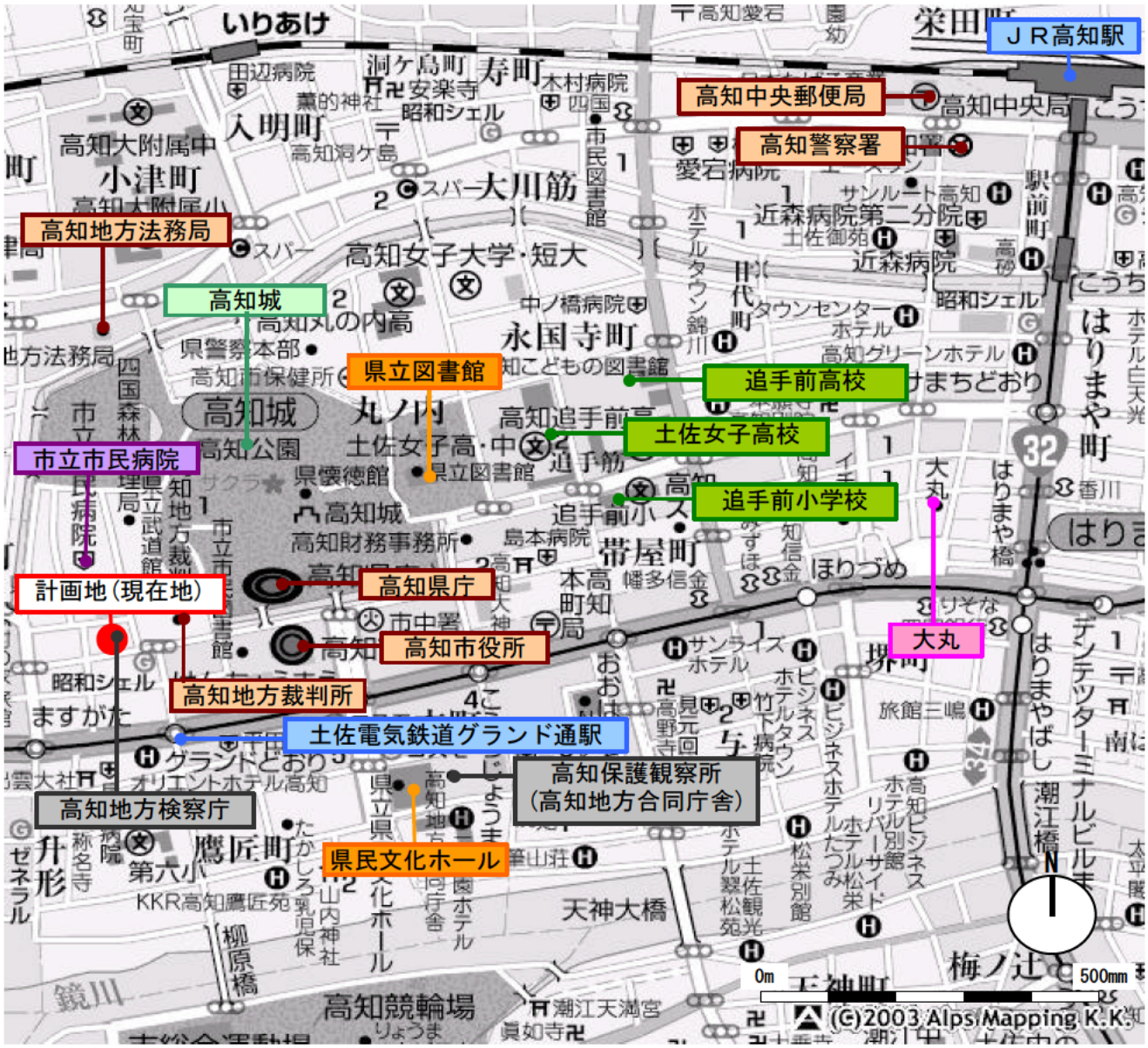

官署No.	官署名称	アプローチ	
		［電車］	［バス］
1	高知地方検察庁	土佐電気鉄道グランド通駅より徒歩５分	
2	高知保護観察所	同上	
3	高松入国管理局高知港出張所	同上	
4			

2 整備方針

○ 高知法務総合庁舎

目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁舎対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース，情報公開窓口の拡充 ・情報提供スペースの充実 ・確定記録等の閲覧スペースの確保
		○ 相談機能の充実 ・被害者支援相談室を充実 ・プライバシーの配慮 ・ホットライン等の充実
		○ バリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人，子供のための機能の充実
		○ 駐車場の拡充 ・外部からふかんされない降車場の設置
	被害者への配慮	○ 被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者支援相談室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない動線計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	○調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加 ・捜査資料等検討スペースの確保
		○ 付随機能等の充実 ・各待合室，控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・係検事室等の関係機関（警察等）との打合せスペースの確保
		○ 窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・証拠品受入検討室の充実
		○ 研修機能の充実 ・専用会議室の充実 ・研修室・講師控室の充実
		○ 保管機能の充実 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等） ・証拠品受入検討室の設置 ・証拠品閲覧・還付室の設置
	防犯性の向上	○ 被疑者専用動線，待合室等の充実，確保 ・被疑者専用動線の確保 ・被疑者専用待合室の確保

計画理由	内容　評点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	8.4
	非木造	現存率50%以下又は経年，被災等により構造耐力が著しく低下し，非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左					
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ，新営の主な理由として取り上げる。	91.9
借用変換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			２か所以上に分散、相互距離が１㎞以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上ものも	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満ものも		
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	6.5
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
								加算点		10
主要素　従要素								合計		116.8

3．事業の緊急性

分類	項目　係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない		1.0
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎，法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備が必要	
	合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
該当する項目					評点（各係数の積×100倍）			133

4．計画の妥当性

平成１６年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成１６年８月
事業等の内容	**1. 事業等の名称**　大分第２法務総合庁舎新営工事 **2. 目的・目標** 新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。 **3. 具体的内容** （１）事業場所　大分県大分市荷揚町７番５号 （２）延床面積　８，９００㎡ （３）入居庁　大分地方検察庁・区検察庁 大分保護観察所， 福岡入国管理局大分出張所		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。 なお，事業費要求段階（平成１７年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合的に評価することとしている。		
評価の内容	［事業の評価項目］ １．事業の緊急性に関する評点が１００点以上であること 事業の緊急性　：　１１４．３点 ・既存庁舎は老朽，狭あいであり，かつ，他官署の統合受入れ計画あり ２．計画の妥当性に関する評点が１００点以上であること 計画の妥当性　：　１３３点 ・現予定地での新営整備は統合により必要な駐車場も確保でき好立地条件 以上１，２より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。		
備考			

大分第２法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1　計画地周辺状況

凡例　主要施設			
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	ｽﾎﾟｰﾂ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設

官署No.	官署名称	アプローチ	
		［電車］	［バス］
1	大分地方検察庁・区検察庁	大分駅より徒歩１５分	大分中央警察署前より徒歩１分
2	大分保護観察所	同上	同上
3	福岡入国管理局大分出張所	同上	同上
4			

2　整備方針

○ 大分第２法務総合庁舎

目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁舎対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース，情報公開窓口の拡充 ・情報提供スペースの充実 ・確定記録等の閲覧スペースの確保
		○ 相談機能の充実 ・被害者支援相談室を充実 ・プライバシーの配慮 ・ホットライン等の充実
		○ バリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人，子供のための機能の充実
		○ 駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部からふかんされない降車場の設置
	被害者への配慮	○ 被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者支援相談室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない動線計画
	業務効率・検察官支援機能の充実	○調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加 ・捜査資料等検討スペースの確保
		○ 付随機能等の充実 ・各待合室，控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・係検事室等の関係機関（警察等）との打合せスペースの確保
		○ 窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・証拠品受入検討室の充実
		○ 研修機能の充実 ・専用会議室の充実 ・研修室・講師控室の充実
		○ 保管機能の充実 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等） ・証拠品受入検討室の設置 ・証拠品閲覧・還付室の設置
	防犯性の向上	○ 被疑者専用動線，待合室等の充実，確保 ・被疑者専用動線の確保 ・被疑者専用待合室の確保

計画理由	内容　評点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	8.2
	非木造	現存率50%以下又は経年，被災等により構造耐力が著しく低下し，非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左					
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ，新営の主な理由として取り上げる。	90.0
借用変換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			２か所以上に分散、相互距離が１㎞以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上ものも	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満ものも		
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		6.1
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ，新営の主な理由として取り上げる。	
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
								加算点		10
主要素　従要素								合計		114.3

3．事業の緊急性

分類	項目　係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない		1.0
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎，法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備が必要	
	合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
該当する項目					評点（各係数の積×100倍）			133

4．計画の妥当性

平成１６年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成16年8月
事業等の内容	**1. 事業等の名称**　宮城刑務所新営工事 **2. 目的･目標** 宮城県沖地震による建替え復旧整備済み建物を除き，施設は木造及び鉄筋コンクリート造建物であるが，築後４７年を経過し，構造クラックが入っているスラブを始め，諸設備の痛みも多く，耐震・耐火上も問題がありなど老朽化が著しい。 また，全国的な過剰収容状況下，本施設も平成１６年６月末現在，119.9%の過剰収容の状況にあり，老朽施設での運営を大きく圧迫している。仙台矯正管内の基幹施設として位置付けられている施設でもあり，それに相応しい収容規模・機能に拡充した施設整備が必要となっている。 そこで，老朽・経年による機能不備を解消するとともに，規模・機能を拡充整備することにより，ひいては国民の安全の確保及び治安の維持に寄与することを目的とする。 **3. 具体的内容** (1) 事業場所　宮城県仙台市若林区古城二丁目３番１号 (2) 延べ面積　約５万１千㎡		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。		
評価の内容	[事業の評価項目] １．事業の緊急性に関する評点が１００点以上であること 事業の緊急性：　１１６点 ・既存施設は，老朽，狭あい，過剰収容で施設の運営に支障を来している。 ２．計画の妥当性に関する評点が１００点以上であること 計画の妥当性：　１１０点 ・敷地周囲は江戸時代以前の土塁に囲われ，また附近は小学校や住宅地という立地条件のもと，周辺環境との調和に配慮するとともに，収容能力の最大限の確保に努めた計画としている。 ３．費用対効果に関する評点が１以上であること 費用対効果：　２．１ 以上１～３より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。		
備考			

宮城刑務所新営工事
事業評価資料

1　計画地周辺状況

凡例　主要施設				関係機関との関係		
	行政施設		医療施設	[裁判所]	[検察庁]	[拘置所]
	文化施設		商業施設	施設名：仙台高等裁判所・仙台地方裁判所	施設名：仙台高等検察庁・仙台地方検察庁	施設名：仙台拘置支所
	ｽﾎﾟｰﾂ施設		交通施設	車：２０分	車：２０分	車：０分
	学校施設		公園等	直線距離：４．５ｋｍ	直線距離：４．６ｋｍ	直線距離：０ｋｍ
	福祉施設		現状施設	移動回数：台/年	移動回数：台/年	移動回数：台/年

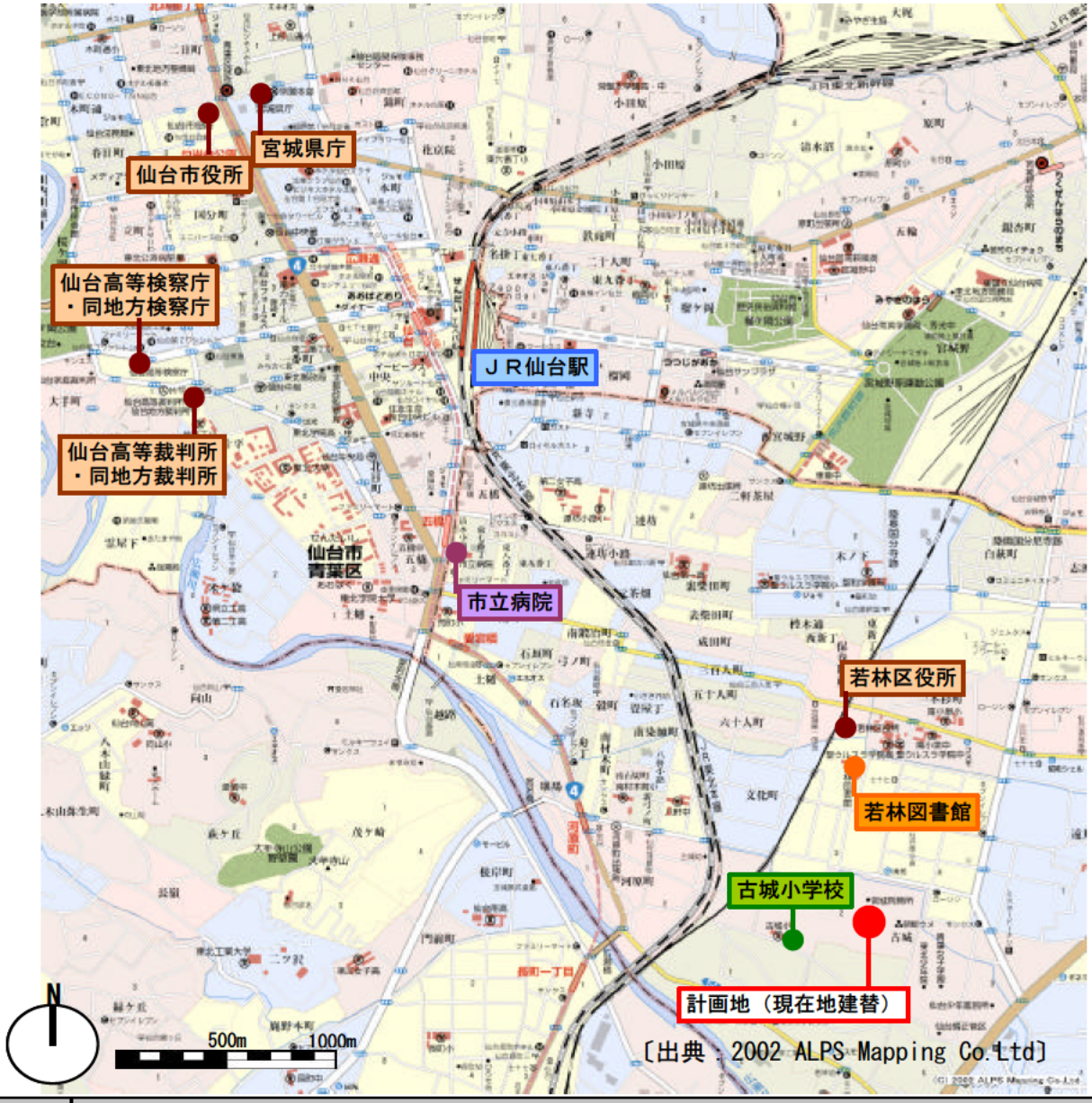

計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2　整備方針

施設名	宮城刑務所	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		○安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮 ・逃走防止への配慮
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	○面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会待合室・面会室等の充実
	円滑な業務の遂行	○調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	刑務作業の充実	○職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身としての作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実
	社会復帰体制の充実	○改善更生の充実 ・生活指導，職業指導，通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
	受刑者の処遇・生活環境の改善	○居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・ＩＴ化への対応
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	○周辺環境の配慮 ・地域風土やランニングコストの低減に配慮した建物配置・形態・材料・設備システムの検討
		○ ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制･自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○ 環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保）（増築・改修の自由度の向上）

施設名	宮城刑務所

○建替の場合

計画理由	内容　評価	100	90	80	70	60	50	40	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	9
	非木造	現存率50%以下又は経年，被災等により構造耐力が著しく低下し，非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左				
狭あい	施設面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	100
施設の不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上，当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上，当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上，当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要				7
法令等	現行法規（都市計画法，建築基準法）との適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上，建替えないと適合しない	建築基準法上，施設全般にわたり，施設の大規模な改善が必要		建築基準法上，施設の一部で改善が必要				
								合計	116

主要素　従要素

3　事業の緊急性・優先性

施設名	宮城刑務所								
目的	方針		1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
地域との調和	周辺環境との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画が行われているが不十分である		周辺環境との調和があまり考えられていない計画である		1.0
		○安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの侵害行為への配慮		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，３点とも充たす計画である	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，２点を充たす計画である	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，1点を充たす計画である		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，1点も充たさない計画である	1.0
業務の効率化（処遇改善）	来訪者対応機能の充実	○面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	円滑な業務の遂行	○面接調査室・調室等の機能改善 ・面接調査室・調室等の充実	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	刑務作業の充実	○職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身として作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分とは言えない		１つの職業訓練しか出来ない		1.0
	社会復帰体制の充実	○改善更生の充実 ・生活指導，職業指導，通信教育，のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・教育活動の実施への配慮	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とは言えない		全く確保されていない		1.0
	被収容者の処遇･生活環境の改善	○居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.1
	職員の執務環境の向上	○機能改善	職員数に応じた，十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置 ・形態・材料・設備ｼｽﾃﾑの検討	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土をある程度考慮した設計が行われている	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土を考慮した設計が全く行われていない				1.0
		○ﾗｲﾌｻｲｸﾙｺｽﾄの低減･省エネ･省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，３つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，2つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，どれかについて配慮されている		自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない		1.0
		○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない				1.0
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティーの向上 ・構造体の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している，または，将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来への機能改善等への対応が困難な計画				1.0
該当する項目						評点（各係数の積×100倍）			110

５　費用対効果

効果（B）	
	総効果（現在価値）
○ 安全性の向上 ・耐震安全性，防火・防災安全性，保安安全性の向上 ○ 業務効率・処遇改善 ・円滑な業務の遂行 ・執務環境の向上による処遇改善 ○ 建物価値の向上 ・建物の長寿命化 ・ライフサイクルコストの削減 ○ 環境への配慮 ・ LCCO2の削減 ○ 過剰収容 ・収容室の確保 ○ 地域への寄与 ・地域経済効果	４７０億円

費用（C）	
	総費用（現在価値）
○ 初期費用 ・建設費等 ○ 維持修繕費 ・維持修繕費等	２２０億円

費用対効果（B／C）	2.1

平成１６年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成16年8月
事業等の内容	**1. 事業等の名称**　美祢社会復帰促進センター整備事業 **2. 目的・目標** 最近の犯罪情勢の悪化等に伴い，行刑施設には多くの被収容者が収容され，平成４年度には４万人台であった被収容者数は，現在では，７万３千人を超えるなど著しく増加し，ほとんどの施設で収容人員が収容定員を上回る過剰収容状態となっている。この傾向は，刑務所において特に顕著であり，平成１６年６月末現在の収容率は115%を超え，受刑者に対する適正な刑の執行と改善更生のための処遇が困難な状況となっている。 このため，この著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和，解消し，適正な収容状態を確保することを目的に，新たな刑務所を整備するものである。 **3. 具体的内容** (1) 事業場所　山口県美祢市豊田前町 (2) 延べ面積　約４万４千㎡ (3) 整備手法　ＰＦＩ事業による整備		
評価手法等	評価は，ＰＦＩ事業のうち，施設整備に関わる部分について行う。 評価手法は，「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりであるが，この手法による分析に加え，ＰＦＩ事業による効果を加味した評価を実施している。		
評価の内容	[事業の評価項目] １．事業の緊急性に関する評点が１００点以上であること 事業の緊急性：　１００点 ・全国的な過剰収容状況の緩和は新たな行政需要として喫緊の課題となっている。 ２．計画の妥当性に関する評点が１００点以上であること 計画の妥当性：　１１０点 ・収容能力の確保とともに，周辺環境との調和に配慮した計画としている。 ３．費用対効果に関する評点が１以上であること 費用対効果　：　１．８ 以上１～３より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。		
備考			

美祢社会復帰促進センター整備事業
事業評価資料

1　計画地周辺状況

凡例　主要施設				関係機関との関係		
	行政施設		医療施設	[裁判所]	[検察庁]	[拘置所]
	文化施設		商業施設	施設名：山口地裁宇部支部	施設名：山口地検宇部支部	施設名：宇部拘置支所
	ｽﾎﾟｰﾂ施設		交通施設	車：４０分	車：４０分	車：４０分
	学校施設		公園等	直線距離：３０ｋｍ	直線距離：３０ｋｍ	直線距離：３０ｋｍ
	福祉施設		現状施設	移動回数：台/年	移動回数：台/年	移動回数：台/年

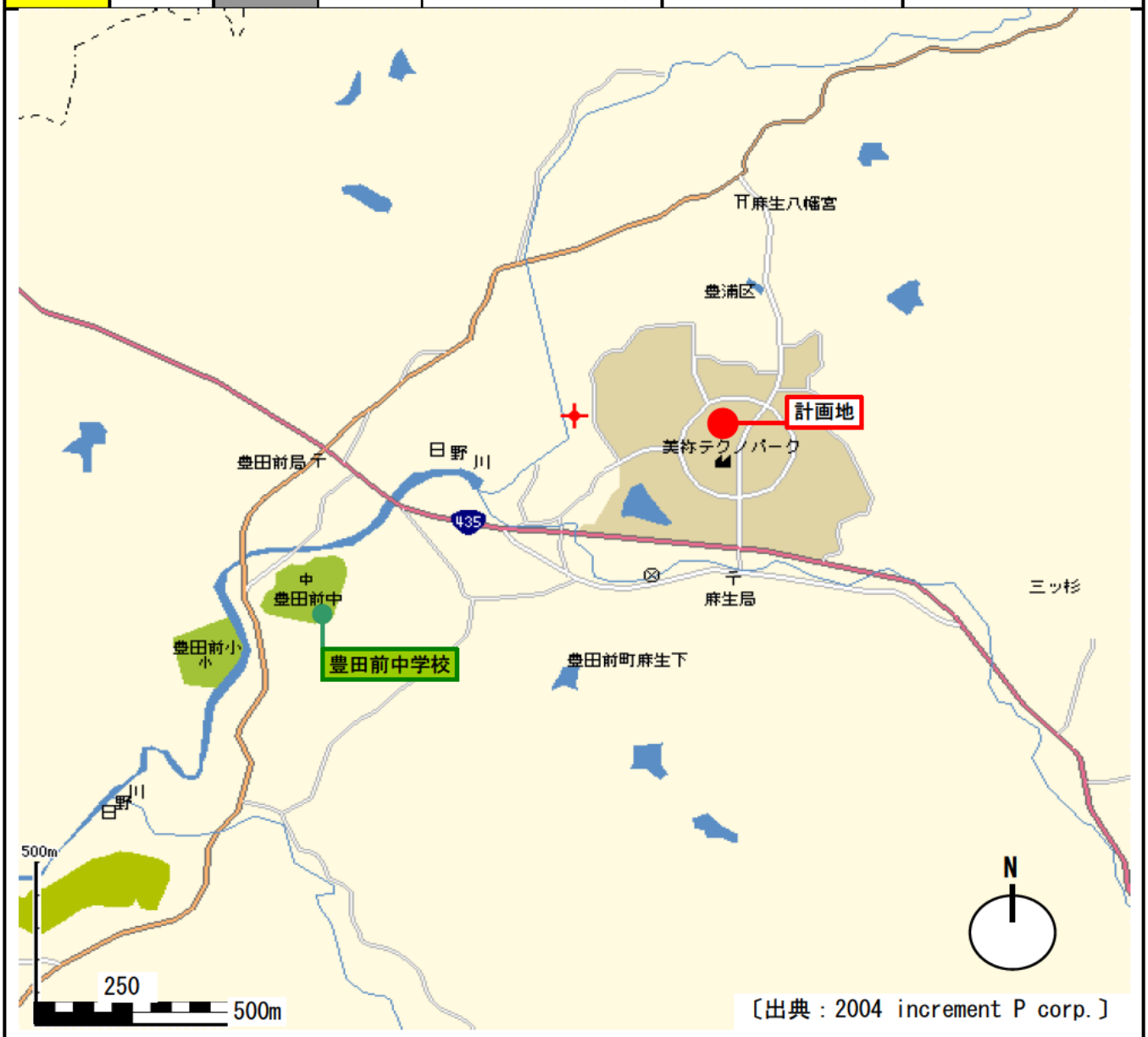

〔出典：2004 increment P corp.〕

計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2　整備方針

施設名	美祢社会復帰促進センター	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		○安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮 ・逃走防止への配慮
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	○面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会待合室・面会室等の充実
	円滑な業務の遂行	○調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	刑務作業の充実	○職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身としての作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実
	社会復帰体制の充実	○改善更生の充実 ・生活指導，職業指導，通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
	受刑者の処遇・生活環境の改善	○居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・ＩＴ化への対応
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	○周辺環境の配慮 ・地域風土やランニングコストの低減に配慮した建物配置・形態・材料・設備システムの検討
		○ ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制･自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○ 環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保）（増築・改修の自由度の向上）

施設名	美祢社会復帰促進センター

○新営施設の場合

計画理由	内容　評価	100	90	80	70	60	50	40	評点
法令等	法令等に基づく整備	法令，閣議決定に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくて良いもの			100
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合，業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合，業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合，業務の遂行に支障をきたすもの		整備を行わない場合，業務の遂行上好ましくないもの	
								合計	100

該当する項目

3　事業の緊急性・優先性

施設名	美祢社会復帰促進センター								
目的	方針		1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
地域との調和	周辺環境との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画が行われているが不十分である		周辺環境との調和があまり考えられていない計画である		1.1
		○安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの侵害行為への配慮		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，３点とも充たす計画である	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，２点を充たす計画である	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，1点を充たす計画である		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，1点も充たさない計画である	1.0
業務の効率化（処遇改善）	来訪者対応機能の充実	○面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	円滑な業務の遂行	○面接調査室・調室等の機能改善 ・面接調査室・調室等の充実	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	刑務作業の充実	○職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身として作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分とは言えない		１つの職業訓練しか出来ない		1.0
	社会復帰体制の充実	○改善更生の充実 ・生活指導，職業指導，通信教育，のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・教育活動の実施への配慮	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とは言えない		全く確保されていない		1.0
	被収容者の処遇･生活環境の改善	○居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	職員の執務環境の向上	○機能改善	職員数に応じた，十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置 ・形態・材料・設備ｼｽﾃﾑの検討	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土をある程度考慮した設計が行われている	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土を考慮した設計が全く行われていない				1.0
		○ﾗｲﾌｻｲｸﾙｺｽﾄの低減･省エネ･省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，３つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，2つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，どれかについて配慮されている		自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない		1.0
		○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない				1.0
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティーの向上 ・構造体の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している，または，将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来への機能改善等への対応が困難な計画				1.0
該当する項目						評点（各係数の積×100倍）			110

５　費用対効果

効果（B）	
	総効果（現在価値）
○ 安全性の向上 ・耐震安全性，防火・防災安全性，保安安全性の向上 ○ 業務効率・処遇改善 ・円滑な業務の遂行 ・執務環境の向上による処遇改善 ○ 建物価値の向上 ・建物の長寿命化 ・ライフサイクルコストの削減 ○ 過剰収容 ・収容室の確保 ○ 地域への寄与 ・施設の開放利用 ・地域経済効果	４４０億円

費用（C）	
	総費用（現在価値）
○ 初期費用 ・建設費等 ○ 維持修繕費 ・維持修繕費等	２５０億円

費用対効果（B／C）	1.8

福岡刑務所新営工事
事業評価資料

平成１６年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成16年8月
事業等の内容	**1. 事業等の名称**　福岡刑務所新営工事 **2. 目的･目標** 本施設は，築後４０年が経過し，経年による老朽化が著しい状況である。 また，全国的な過剰収容状況下，本施設も平成１６年６月末現在，117.5%の過剰収容の状況にあり，老朽施設での運営を大きく圧迫している。福岡矯正管内の基幹施設として位置付けられている施設でもあり，それにふさわしい収容規模・機能に拡充した施設整備が必要となっている。 そこで，老朽・経年による機能不備を解消するとともに，規模・機能を拡充整備することにより，ひいては国民の安全の確保及び治安の維持に寄与することを目的とする。 **3. 具体的内容** (1) 事業場所　福岡県糟屋郡宇美町２４００ (2) 延べ面積　約１０万㎡		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。 なお，事業費要求段階（平成１７年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合評価することとしている。		
評価の内容	[事業の評価項目] １．事業の緊急性に関する評点が１００点以上であること 事業の緊急性：　１１６点 ・既存施設は，老朽，狭あい，過剰収容で施設の運営に支障を来している。 ２．計画の妥当性に関する評点が１００点以上であること 計画の妥当性：　１１０点 ・当該敷地は高台に立地し，敷地内の高低差も大きく，また，決して広大ではない敷地条件のもと，周辺環境との調和に配慮するとともに，収容能力の最大限の確保に努めた計画としている。 以上１，２より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。		
備考			

1　計画地周辺状況

凡例　主要施設				関係機関との関係		
	行政施設		医療施設	[裁判所]	[検察庁]	[拘置所]
	文化施設		商業施設	施設名：福岡高等裁判所・福岡地方裁判所	施設名：福岡高等検察庁・福岡地方検察庁	施設名：福岡拘置支所
	ｽﾎﾟｰﾂ施設		交通施設	車：４０分	車：４０分	車：６０分
	学校施設		公園等	直線距離：１９ｋｍ	直線距離：１９ｋｍ	直線距離：２３ｋｍ
	福祉施設		現状施設	移動回数：台/年	移動回数：台/年	移動回数：台/年

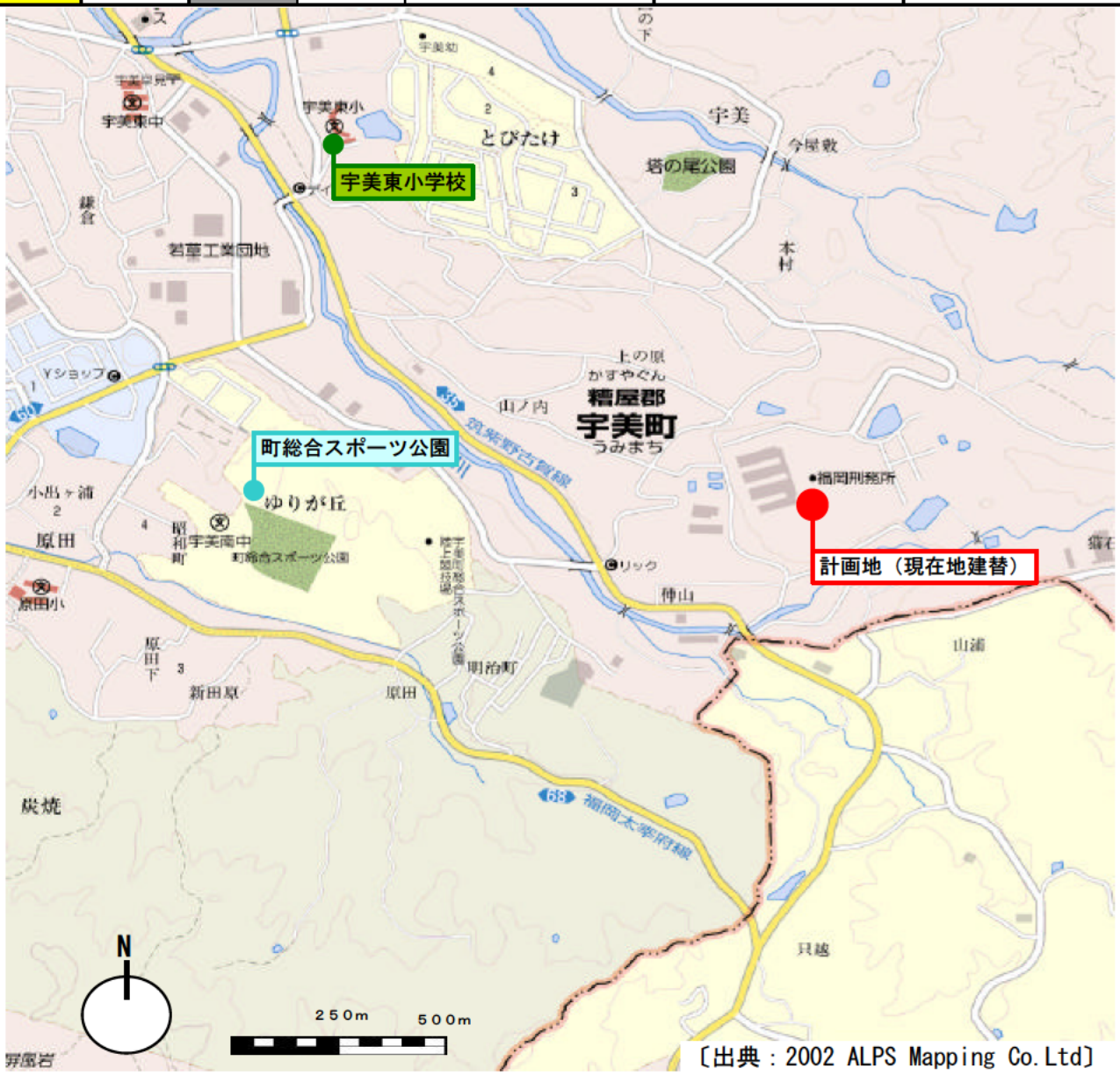

〔出典：2002 ALPS Mapping Co.Ltd〕

計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2　整備方針

施設名	福岡刑務所	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		○安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮 ・逃走防止への配慮
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	○面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会待合室・面会室等の充実
	円滑な業務の遂行	○調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	刑務作業の充実	○職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身としての作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実
	社会復帰体制の充実	○改善更生の充実 ・生活指導，職業指導，通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
	受刑者の処遇・生活環境の改善	○居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・ＩＴ化への対応
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	○周辺環境の配慮 ・地域風土やランニングコストの低減に配慮した建物配置・形態・材料・設備システムの検討
		○ ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制･自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○ 環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保）（増築・改修の自由度の向上）

施設名	福岡刑務所

○建替の場合

計画理由	内容　評価	100	90	80	70	60	50	40	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	9
	非木造	現存率50%以下又は経年，被災等により構造耐力が著しく低下し，非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左				
狭あい	施設面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	100
施設の不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上，当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上，当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上，当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要				7
法令等	現行法規（都市計画法，建築基準法）との適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上，建替えないと適合しない	建築基準法上，施設全般にわたり，施設の大規模な改善が必要		建築基準法上，施設の一部で改善が必要				
								合計	116

主要素　従要素

3　事業の緊急性・優先性

施設名	福岡刑務所								
目的	方針		1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
地域との調和	周辺環境との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画が行われているが不十分である		周辺環境との調和があまり考えられていない計画である		1.0
		○安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの侵害行為への配慮		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，３点とも充たす計画である	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，２点を充たす計画である	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，1点を充たす計画である		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，1点も充たさない計画である	1.0
業務の効率化（処遇改善）	来訪者対応機能の充実	○面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	円滑な業務の遂行	○面接調査室・調室等の機能改善 ・面接調査室・調室等の充実	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	刑務作業の充実	○職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身として作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分とは言えない		１つの職業訓練しか出来ない		1.0
	社会復帰体制の充実	○改善更生の充実 ・生活指導，職業指導，通信教育，のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・教育活動の実施への配慮	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とは言えない		全く確保されていない		1.0
	被収容者の処遇・生活環境の改善	○居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境	収容人数に対して，十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.1
	職員の執務環境の向上	○機能改善	職員数に応じた，十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置 ・形態・材料・設備ｼｽﾃﾑの検討	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土をある程度考慮した設計が行われている	建物配置，建物形態，使用材料，設備システムの検討等において，地域風土を考慮した設計が全く行われていない				1.0
		○ﾗｲﾌｻｲｸﾙｺｽﾄの低減･省エネ･省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，３つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，2つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，どれかについて配慮されている		自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない		1.0
		○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない				1.0
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティーの向上 ・構造体の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している，または，将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来への機能改善等への対応が困難な計画				1.0
該当する項目						評点（各係数の積×100倍）			110

法　務　に　関　す　る　研　究

平成16年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

<table>
<tr><td>政策所管部局</td><td>法務総合研究所</td><td>評価時期</td><td>平成16年 6月</td></tr>
<tr><td>事業等の内容</td><td colspan="3">事業等の名称　行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究

1.　課題 ･ニーズ
　行刑施設においては，受刑者の改善更生及び社会復帰を図ることを目的に，刑の執行を通じて処遇を行っているところ，近年，受刑者中に占める高齢者の割合が上昇する一方で青年層の受刑者も増えつつあり，受刑者間の世代のギャップによる一律的な処遇が難しくなるなどの「質的変化」や刑法犯の検挙人員が戦後最高水準にあることを背景とした「量的増大」の問題に直面し，その対応に苦慮している実情にある。

2.　目的 ･目標
　本研究では，上記課題・ニーズに対する有効適切な方策についての総合的研究を実施し，その結果を法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめることを目的とする。

3.　具体的内容
(1) 研究期間
　平成１６年度から平成１７年度の２か年計画
(2) 研究内容
ア　現在の処遇に対する検証を加えるため，最近の受刑者の質的傾向及び過剰収容下で行われている現在の処遇策の運用上の問題点等を刑務官から直接聴取し，犯罪学者等からなる研究会を開催するとともに，過剰収容下における多様な施策あるいは効果的な制度をもつアメリカ等から専門家を招へいする。
イ　過剰収容対策に関して研究が進んでいる諸外国（イギリス，フィンランド及びアメリカ）に当所研究官を派遣し，同諸国の現状や研究を実施している研究者らと討議することにより，制度の抱える問題点等を認識し，運用の在り方に対する方針を探求する。</td></tr>
<tr><td>評価手法等</td><td colspan="3">外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員８名，法務省の他部局員５名　計１３名により構成）における評価結果
（評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載
http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html）</td></tr>
<tr><td>評価の内容</td><td colspan="3">【必要性】　最近の過剰収容等の問題は喫緊の課題とされ，法務省に置かれた「行刑改革会議」においても議論されるなど，当該研究を行う必要がある。

【効率性】　本研究は，実際に刑務官として実務経験のある研究官を中心として行う上，法務省の施設等機関である特性を生かし，行刑施設に全面的な協力を得て研究を行うため，手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。

【有効性】　本研究の結果は，法務省の関係職員に対する職務上の資料とし</td></tr>
</table>

	て取りまとめられ，今後の行刑施設における効果的な処遇を企画・立案する上で，有効な資料となることが期待され，有効な研究であると言える。 【評　価】　「必要性」「効率性」「有効性」についてはいずれも適正であり，本研究は実施すべきである。
備　　考	

平成16年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成16年 6月
事業等の内容	事業等の名称　保護司の活動実態と意識に関する総合的研究 1.　課題 ･ニーズ 　平成１５年１２月に犯罪対策閣僚会議がまとめた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において，治安回復のための基盤整備として「更生保護制度の充実強化」が掲げられている。 　我が国の更生保護制度の根幹である保護観察制度は，官民協働で行われているところに大きな特徴があり，その中でも民間篤志家である全国約５万人の保護司が極めて重要な役割を果たしている。 　しかしながら近年では，個々の保護観察事件の複雑化，矯正施設の過剰収容と歩調を合わせた仮出獄者の増加などの保護観察処遇に係る負担が増大している一方，保護司としての活動基盤となる地域社会の連帯感の希薄化，犯罪者の更生に対する周囲の理解度の低下，保護司の高齢化や新たな保護司の確保の困難化など，保護司の活動をめぐる状況は厳しさを増してきている。 2.　目的 ･目標 　本研究では，保護司の活動実態と意識に関する総合的研究を実施し，その調査研究で得られた研究成果を取りまとめ，関係各機関に広く配布し，保護司制度の充実強化に関する提言を行うことを目的とする。 3. 具体的内容 (1) 研究期間 　平成１7年度から平成１８年度の２か年計画 (2) 研究内容 ア　本研究では，現在保護司が抱えている様々な状況について詳細に調査を行い，問題解決への展望を明らかにしなければならず，そのため，①保護司が保護観察処遇の場面において直面している問題，②保護司による地域社会との調整に関する問題，③保護司確保にかかわる問題等について，保護司に対して面接及び質問紙による重層的・多角的な調査を実施する。 イ　日本と同様の保護司制度を擁し，充実発展がめざましいシンガポールの社会開発省及び更生保護施設等関連機関へ赴き，現地担当者から最新の情報や研究に必要な資料を収集するとともに，同国の保護司活動の実態について聞き取り調査を行う。 ウ　当所研究官に加え，刑事政策に関して学問的・実践的研究を実施している学者及び実務家等による保護司制度研究会を定期的に開催することにより，今後の保護司制度の充実強化に有効・適切な方策を探求する。 　また，刑事司法とボランティアに関する研究が進んでいるイギリスから学者を招へいすることにより，当該研究会をより充実したものとする。 (3) その他 　本研究については，平成１５年度から研究官の発意で，基盤的資金により行った調査及び分析結果を基に，それらをさらに発展させ重点的に調査・研究を進めるものである。		
評価手法等	外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員８名，法務省の他部局員５名　計１３名により構成）における評価結果		

	（評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html）
評価の内容	【必要性】　我が国の保護観察制度にとって，保護司の存在は必要不可欠であるところ，本研究を実施することにより，その問題点を明らかにし，解決策を検討することは，今後の更生保護制度の充実・強化のために極めて重要である。 【効率性】　本研究は，実際に保護観察官として保護観察の実務経験のある研究官を中心として行い，保護司に対しての面接やアンケートを実施する。 　また，本研究は研究官の発意により，これまで，基礎的な研究を進めてきたものであり，当該研究結果を利用するなど，効率化を図っている。 　以上のことから，手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。 【有効性】　本研究の結果は，取りまとめの上，関係各機関に広く配布し，保護司が直面している保護観察処遇の様々な課題に対する対策や保護観察処遇を効果的に実施するための施策を検討する上での充実強化に関する提言を行うなどの成果が期待される。 【評　価】　「必要性」「効率性」「有効性」についてはいずれも適正であり，本研究は実施すべきである。
備　　考	

平成16年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成16年 6月
事業等の内容	事業等の名称　薬物乱用者の処遇に関する総合的研究 1.　課題・ニーズ 　近年の我が国の薬物犯罪者（覚せい剤事犯，麻薬等事犯）の検挙人員の推移については長期的には増加しており，特に大麻取締法違反の検挙人員については，平成１４年には１，８００人を超えるという急激な伸びを示している。また，覚せい剤事犯についても，依然と高い水準で推移している。 　さらに，最近においては，若年層を中心に，ＭＤＭＡやエクスタシーなどの新たな錠剤型麻薬の押収量が急増してきており，これら薬物の一層の浸透や拡散により薬物が乱用されることなどが危惧されている。 　一方，我が国の薬物乱用者に対する処遇は，主として刑事司法の分野で扱ってきたが，諸外国においては，刑事司法分野のみならず，病院臨床を含む幅広い分野で総合的に対処しているのが現状であり，我が国においても，薬物犯罪者の処遇に関し，特に行刑施設において適切に処遇するための方策として，治療共同体の試みなどの多様な処遇方法を検討する必要に迫られている。 2.　目的・目標 　本研究では，薬物乱用者の処遇に関する総合的な研究を実施し，その調査研究で得られた研究成果を取りまとめ，関係各機関に広く配布し，薬物乱用者の処遇に関する有効な提言を行うことを目的とする。 3. 具体的内容 (1) 研究期間 　平成１7年度から平成１８年度の２か年計画 (2) 研究内容 ア　当所研究官が各刑務所に赴き，刑務官等から薬物乱用者処遇の現状や現在の処遇策に関する運用上の問題点について聴取するなどの実態調査を実施する。 イ　薬物乱用者の処遇について効果的な制度を有するスウェーデンの司法省及び刑務所などの関連機関に当所研究官を派遣し，現地の実務担当者らから同国の薬物乱用者処遇の現状等を聴取するとともに，最新の情報や研究に必要な資料の収集を行う。さらに，同国の学者等から直接，薬物乱用者の処遇策について聞き取り調査を行う。 ウ　当所研究官に加え，薬物乱用者の実態やその社会的背景等について研究を実施している専門家等による薬物乱用者処遇研究会を定期的に開催することにより，今後の薬物乱用者処遇に関する有効・適切な方策を探求する。 　また，当分野の研究が最も進んでいるオランダから専門家を招へいすることにより，当該研究会をより充実したものとする。 (3) その他 　本研究については，平成１５年度から研究官の発意で，基盤的資金により行った調査及び分析結果を基に，それらをさらに発展させ重点的に調査・研究を進めるものである。		
	外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員８名，法務省の他		

評価手法等	部局員５名　計１３名により構成）における評価結果 （評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html）
評価の内容	【必要性】　近年の薬物事犯の増加は極めて深刻な問題であり，その乱用を防止するための新たな方策を検討することは，喫緊の課題とされており，本研究により多様な処遇方法を検討する必要がある。 【効率性】　本研究は，実際に捜査官として薬物事犯の捜査実務経験のある研究官を中心として行う上，法務省の施設等機関である特性を生かし，検察庁や刑務所・更生保護官署などの法務省の関係諸機関の協力を得ながら，より柔軟な薬物乱用処遇プログラムの開発や薬物乱用者を集禁して実施する治療共同体の可能性を検討することとしている。 また，本研究は研究官の発意により，基礎的な研究を進めてきたものであり，当該研究結果を利用するなど，効率化を図っている。 以上のことから，手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。 【有効性】　本研究によって得られた研究成果は取りまとめの上，関係各機関に広く配布し，薬物乱用者の処遇に関する有効な提言を行うなどの成果が期待される。 【評　価】　「必要性」「効率性」「有効性」についてはいずれも適正であり，本研究は実施すべきである。
備　　考	

平成16年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成16年 6月
事業等の内容	事業等の名称　ハイテク犯罪に関する基礎的研究 1.　課題・ニーズ 近年の高度情報化社会の発展に伴い，コンピューター及びコンピューター・ネットワークは我々の日常生活に浸透し，今や欠くことのできない社会的インフラとなっている。それとともに，いわゆるハイテク犯罪も質・量ともに増大してきており，大きな社会問題となってきている。 ハイテク犯罪は，コンピューター・ネットワークの特性から犯罪の痕跡が残りにくく，かつ，証拠隠滅が容易である上，犯行手口が極めて専門的で巧妙であり，その進歩の速度も非常に早いなどの困難な問題点が存在する。 2.　目的・目標 本研究では，ハイテク犯罪に関する基礎的研究を実施し，その調査研究で得られた研究成果を取りまとめ，関係各機関に広く配布し，ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うことを目的とする。 3. 具体的内容 (1) 研究期間 平成１7年度から平成１８年度の２か年計画 (2) 研究内容 ア　ハイテク犯罪に関しての情報収集を行うため，当該犯罪対策が進んでいるアメリカに当所研究官が赴き，主に司法省及び連邦捜査局など関連機関へ赴いて，現地担当者から最新の情報や研究に必要な資料を収集するとともに，ハイテク犯罪の実態について調査する。また，併せて，大学や研究機関において，直接学者等からハイテク犯罪の対処方法等について聞き取り調査を行う。 イ　当所の研究官に加え，ハイテク犯罪の実態やその背景等について高度の知識を有する専門家等を研究員とするハイテク犯罪研究会を定期的に開催することにより，今後の我が国がとるべき有効・適切な方策を探求する。		
評価手法等	外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員８名，法務省の他部局員５名　計１３名により構成）における評価結果 （評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html）		
評価の内容	【必要性】　近年，いわゆるハイテク犯罪は大きな社会問題となってきているが，犯行形態の複雑化など，その進歩の速度は非常に速く，現状の問題点や対処方法を検討する必要がある。 【効率性】　本研究は，実際に捜査官としてハイテク犯罪の捜査実務経験のある研究官を中心として行い，ハイテク犯罪の対策が進んでいるアメリカに赴いて，捜査上の問題点や対処方法について調査するほか，他の研究機関においてハイテク犯罪の研究を行っている研		

	究者やハイテクの専門家などと意見交換をするなど，手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は高い。 【有効性】　本研究によって得られた研究成果は取りまとめの上，関係各機関に広く配布し，ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うなどの成果が期待される。 【評　価】　「必要性」「効率性」「有効性」についてはいずれも適正であり，本研究は実施すべきである。
備　　考	

平成16年度事業評価実施結果報告書＜事前評価＞

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成16年 6月
事業等の内容	**事業等の名称**　裁判員制度下の検察官研修実施に関する基礎的研究 **1.　課題・ニーズ** 本年５月２１日，「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成１６年５月２８日法律第６３号）」が成立し，同月２８日に公布されたことにより，平成２１年５月までの間に裁判員制度が導入されることとなった。同制度は，広く一般国民が刑事裁判に関与するものとして，司法制度改革の基本理念である「国民の司法参加」を実現するものとして極めて重要な意義を有するものであると言える。 ところで，現在の刑事裁判手続は，法律の専門家である裁判官・検察官・弁護士のいわゆる法曹三者によって行われているため，その手続や内容ともに極めて複雑で専門的なものとなっている上，実際の刑事裁判には相当長期間の日数を必要としているところ，裁判員制度で選任された一般国民の中には，複雑な刑事手続や専門的な用語等について十分に理解することができず，適正な判断を下すことができないため，必要な情報について平易に理解可能な形で提供する必要があるほか，家庭や仕事の関係などで長期間の裁判に携わることができないことも想定され，裁判は集中的に短期間に行われることが求められている。 そこで，一般国民である裁判員に対し，事件の内容等に関する必要な情報を理解しやすい平易な形で提供するとともに，裁判の長期化を避けて短期間に集中して審理することを可能なものとするためには，裁判の具体的な運営方法や裁判の前提となる捜査の在り方などについても具体的に検討し，十分な対策を講じなければならない。 **2.　目的・目標** 裁判員制度下における捜査や裁判運営の在り方などについて，実務的・実践的な研究を実施し，これら，調査・研究の成果に基づいて，今後の検察官研修を実施していくとともに，その結果を取りまとめ，検察の現場に還元することを目的とする。 **3. 具体的内容** (1) 研究期間 平成１7年度 (2) 研究内容 ア　現在実際に裁判員制度を導入して一定の成果を挙げている諸外国に当所研究官を派遣し，当該諸国の裁判運営方法，検察官に対する研修制度や内容などについて詳細に調査を行い，有益かつ豊富な情報を得る。 イ　アで得た情報を基に，実際に捜査・公判に携わる検察官とともに，裁判員制度下における裁判の運営や捜査の在り方，研修制度や内容などについて，実務的・実践的な研究を行う。		
評価手法等	外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員８名，法務省の他部局員５名　計１３名により構成）における評価結果 （評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html）		

評価の内容	【必要性】　裁判員制度の導入は，司法制度改革の目玉とも言うべき極めて重要な政策であるところ，本制度を有効なものとするためには，裁判の運営方法等様々な問題について検討し，対策を講じなければならず，そのために必要な事項に関する研究は必要不可欠である。 【効率性】　本研究は，実際に捜査官として捜査・公判の実務経験のある教官を中心として行うほか，法務省の施設等機関という特性を生かし，実際に捜査・公判に従事している検察官と共同して，裁判員制度下の公判運営及び捜査の在り方について検討するなど，手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。 【有効性】　本研究の結果は，法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ，検察の現場に還元することにより，約５年後に実施される予定である裁判員制度下における公判運営の方法や捜査の在り方などに対する方策を検討していくための，有効な研究となることが期待される。 【評　価】　「必要性」「効率性」「有効性」についてはいずれも適正であり，本研究は実施すべきである。
備　　考	